

平成27年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第1号）

○議事日程〔第1号〕

平成27年12月3日（木曜日）午前10時0分 開会

※開会宣告

※開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 閉会中の委員会付託事件〔第54号議案
 及び第55号議案〕
 （委員長報告・委員長報告に対する質
 疑・討論・表決）
 日程第4 第58号議案から第73号議案まで
 （提案理由説明）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（17名）

- | | | | | |
|------|-----|---|---|-----|
| 1 番 | 安 達 | か | ず | み |
| 2 番 | 中 尾 | | | 勉 |
| 3 番 | 黒 田 | | | 健 一 |
| 4 番 | 甲 斐 | | | 明 美 |
| 5 番 | 井ノ口 | | | 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 | | | 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 | | | 信 也 |
| 8 番 | 近 藤 | | | 紀 男 |
| 9 番 | 成 重 | | | 博 文 |
| 10 番 | 安 達 | | | 隆 |
| 11 番 | 松 本 | | | 博 彰 |
| 12 番 | 河 野 | | | 徳 久 |
| 13 番 | 安 東 | | | 正 洋 |
| 15 番 | 河 野 | | | 正 春 |
| 16 番 | 山 本 | | | 博 文 |
| 17 番 | 菅 | | | 健 雄 |
| 18 番 | 大 石 | | | 忠 昭 |

○欠席議員（1名）

- 14 番 北 崎 安 行

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
主幹兼庶務係長	次郎丸 浩 一
議事係 長	板 井 保 明
主 任	西 田 巨 樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼税務課長	後 藤 勲
市参事兼市民課長	山 田 真 一
市参事兼消防長	渡 邊 和 幸
総 務 課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	安 藤 隆 治
企 画 情 報 課 長	藤 重 深 雪
地域活力創造課長	川 口 達 也
保 険 年 金 課 長	飯 沼 憲 一
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て・健康推進課長	安 田 祐 一
ウェルネス推進課長	伊 南 富 士 子
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 林 振 興 課 長	吉 止 勝 幸
農 地 整 備 課 長	都 甲 賢 治
建設課長兼都市建築課長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	大 力 雅 昭
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
総務課 参事兼人事給与係長	
	丸山野 幸 政
総務課 総務法規係長兼秘書係長	
	近 藤 毅
教育委員会	
教 育 長	河 野 潔
市参事兼教育庁総務課長	佐 藤 清
教育庁学校教育課長	小 川 匡

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、17名で議員定数の半数に達しております。

よって、平成27年第4回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

○議長（安達 隆君） この際、諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

○議長（安達 隆君） これより、本日の会議を開きます。

12月3日

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

○議長（安達 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に11番、松本博彰君及び12番、河野徳久君を指名いたします。

○議長（安達 隆君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

○議長（安達 隆君） 日程第3、閉会中の継続審査となっておりますお手元に配付しております閉会中の継続審査結果表の第54号議案及び第55号議案を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、成重博文君。

○決算審査特別委員長（成重博文君） おはようございます。

去る10月30日、決算審査特別委員会を開会し、継続審査となっております決算議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第54号議案、平成26年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第55号議案、平成26年度豊後高田市水道事業会計の利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定についてを一括議題とし、審査を行いました。

5名の委員から質疑が出され、その主な質疑の内容につきましては、「国民健康保険税の不能欠損の要因」、「有害鳥獣対策の実績と今後の取り組みについて」、「農道や林道の樹木の伐採等の実績について」、「小規模集落対策事業の事業内容」、「のびのび放課後活動事業の事業効果」、「今後のごみ減量化の取り組みについて」などです。

執行部からは、各質疑に対し、詳しく説明がありました。

第54号議案及び第55号議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第54号議案及び第55号議案については、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり、認定すべきものと決しました。

以上で、決算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論には入りません。

討論はありませんか。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の大石忠昭でございます。

私は日本共産党豊後高田市議団を代表しまして第54号、第55号議案に反対の討論をいたします。

最初は2014年度の一般会計決算についてであります。例えば、基金の運用改善による利息が前年度に比較しまして約3,400万円の増収になったことやすべての小・中学校の教室へのエアコン設置の設計事業を補正予算で実施したこと、さらには障がい者への温泉利用料金を300円から年度途中でありますが200円に引き下げたこと、自治体への防犯灯設置補助金の継続、さらには学びの21世紀塾の無償講師に対する時給1,500円の待遇改善など、これらの事業については評価するものであります。市民の暮らしや福祉を守るための予算の執行、決算には当然賛成であります。同意できない点がありますのでいくつか指摘し、簡潔に討論いたします。

今年度については、消費税が8%に増税された初年度の決算であります。8%増税は各種使用料など市民生活に直結するあらゆる分野に転嫁されてきて、市民負担増大をもたらした決算であり同意できません。同和事業による住宅新築貸付資金の長期こげつきにつきましても長年議論をしていますが、今年度分、1年間に償還されたのはわずか5件、金額にして31万1,000円だけあります。前年度は今までになく、償還額が大きかったのですが、前年度に比べてみても本年度の償還額はわずか7%にしかすぎません。

そのために未だに5,626万円がこげついております。さらに別な問題として市有地を営業用の駐車場として40坪貸し付けておりましたが、この使用料が長年こげついておりましたが、これも何度か議論してきましたけど、今年度の徴収は徴収率ゼロの決算であり、承認できません。さらに同和団体に対する活動補助金は全国各地、大分県内でもですが廃止、あるいは減額をしていますけど、本市では団体の支部組織4つありましたが、次々と支部が廃止されておりますが、それでも年間125万円の補助金は据え置いたまま交付されています。これは、他の団体に比較してみても異常であります。例えば、母子寡婦福祉協議会は年間10万5,000円、障がい福祉会は24万円。PTA連合会については年間35万円となっております。同和事業につきましてはその根拠となった関連法案が廃棄をされてから久しいものであります。その中でも125万円を特定団体に補助金として交付することは、不当であります。私は特定団体への補助金は来年度から廃止する、同和事業はすべて廃止することを要求するものであります。

また、県が事業主体となっている工事に対する県工事負担金についてもこれまでも指摘しておりましたが、本来なら廃止、負担額を減額すべきでありますけど、そうできておりませんのでこれらについても同意できませんので決算に反対するものであります。

次は国保特別会計についてであります。

今、委員長の報告にもありましたように不能欠損額が3,561万円と考えられない数値でありまして、前年度に比べても1,000万円以上の多額の不能欠損処分であります。その処分をした分を外してみてもあとの滞納額は1億5,300万円にのぼりまして、いまの国民健康保険制度ではこういう形で、不能欠損という形でチャラにする、あるいは、多額の滞納があるということになりますと、その分は次の国保税の税率改定の時にこの分はまじめに納めた市民に上乘せされるそういう制度になっておるわけで、例えば、一般会計の固定資産税にしても住民税にしても滞納しても、直接的には市民にはそう影響はありませんけど、国保については滞納額が増える、しかも不能欠損でチャラにすれば、それだけはまじめな市民に負担が増える制度になっております。そういう制度の基でのこういう決算については同意できません。この滞納額が多い、あるいは、不能処分をせざるをえない要因はなにかと、根本的な問題は今の国の政治

で、なかなか働いて収入を得ても、収入よりも国保税の税率が高くて負担が重たいと、所得に比べて負担が重すぎるというのは根本的問題でありまして、市民は本当は払いたいと、しかし、払いたくても払えないような状況にあるということを我々執行部も市会議員も認識してもらいたいと思うんです。

私はこの豊後高田市においても国保税を引き下げることは市政の大きな課題であると思います。これは国の問題が大きいわけですから市長は政府、関係機関に対して、国庫負担率を増加すると、私ども市会議員になった当時は、医療費にかかる国の負担は45%でしたけど、今の30%ちょっとというところで、負担率が減額されていますが、その分は被保険者の国保税にのしかかっているというこの制度そのものを抜本的に改めると、先般も県当局と交渉しましたが、県はこの点について大いに働きかけて、国の負担を増やして県民の負担を減らすように努力すると回答をしていましたけども、市長としても政治力を発揮して、この点、国に対しての働きかけ強めて国庫負担を増やして市民の国保税の引き下げる積極的な努力をされることを求めて討論いたします。

次は後期高齢者医療の特別会計についてでございます。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を特別扱いをする。いわゆる差別医療制度。いわゆる医療費が高齢者の中で増額すれば、増額するだけ高齢者の負担が増えますよという制度でありますので、この制度、発足の当時から野党各党は国会においても、私ども国会の論争をよく見ていますけど、この制度は廃止をすべきだという主張をしてきました。そして、民主党政権に代わりましてから、民主党は総選挙の公約を裏切って、廃止どころか先送りをして自民政権が復活するということになって、いまだ、そのままになっているんですけど、国民の批判が高いために低所得者については、特別な優遇措置が講じられてきました。高田の高齢者についても約6割を超える方なんですけど、その方々はいよいよ2017年度からこの特別措置が廃止をされると、そして高齢者の負担が、それこそ大騒ぎになるほど、負担増につながるということが今、国の方でたくらんでいます。私ども日本共産党はこの75歳以上の高齢者を特別扱いする、高齢者医療制度、これは差別医療制度であると思いますので、制度そのものに反対していましたが、市長に廃止するように積極的に働きかけてくれることを要求しておきます。よって、この

12月3日

決算にも反対します。

次は、介護保険の特別会計についてであります。今年度の決算は第5期目、1期毎に3年でありますけど、その最終の年度でありましたけど、私ども市民の皆さんとお会いしますと高齢者の方々はやっぱり、おとといも森団地の人から電話がありまして、あなたが65歳になったのと、自分の収入に比べて介護保険がこうなんやけん、やっていけん、何とかしてくれという、しかし、今年度については、この段階を増やしまして国の方も私ども全国の運動がみのって低所得者については確かに年金に比べて、負担が重すぎるということで軽減措置が今年、来年ととられることになりましたけど、5期最終年度の決算につきましても、やはり一番問題なのは介護保険制度が始まる前は、こういう介護事業については事業費50%を国が負担していたのですけど、それが介護保険制度ではみんなで国民で支え合うということで国が50%から25%に国の負担を減らしました。市が12.5%、県が12.5%制度になって残りは40歳以上のすべての国民に負担をしてもらおう制度に変わったわけですね。

よって、特に65歳以上の高齢者については年金収入に比べてみまして保険料、利用料の負担が重すぎるとの声が上がるのは当然だと思うのです。よって、市長もこの5期の介護保険事業計画の時に高田においても市独自の軽減制度をつくと大見得をきったんですよ。しかし、利用者は1年間に1人から2人しかない状況なんです。これは減免制度そのものが条件が厳しいために確かに収入が低くて、もう少し軽減してほしいけどということがあっても、活用できない状況が続いたんです。今回の6期目から、今年度からは若干改善される方になりましたけども、やはり生活の厳しい方については、この市独自の減免制度が利用できるように大いに周知してもらいたいし、便宜を図ってもらいたいと要求しときますが、いわゆる高齢者の所得に比べて高すぎるこの負担の介護保険制度でありますので、決算の承認は出来ません。よって、今後、国庫負担を引き上げて、高齢者の保険料、そして、利用料の負担軽減が実施できるように市長は政府に働きかけることを求めて討論いたします。

いよいよ最後であります、水道決算についてであります。市民がわずかな水道料金を滞納しても生活用の給水停止を永松市長は強行してきました。しかしながら、この決算が明らかなように特定のもの

に関しては、営業用の水道料金が長期にこげついておきながら、この1年間の滞納整理についてはまったくゼロであります。一般市民と比べてみても、不公平なものありますので、前の問題ですけど、今後、公平な市政を推進してもらいたい立場からこのような決算に反対をいたします。

以上、簡単に討論をしましたが、議員皆さんのご賛同を求めまして討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長(安達 隆君) ほかに討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 最初に第54号議案を起立により採決いたします。

本案は、閉会中の継続審査結果表のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第54号議案については、閉会中の継続審査結果表のとおり認定することに決しました。

次に、第55号議案を起立により採決いたします。

本案は、閉会中の継続審査結果表のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第55号議案については、閉会中の継続審査結果表のとおり認定することに決しました。

○議長(安達 隆君) 日程第4、第58号議案から第73号議案までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 本日ここに第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、市政に関する諸般の報告を申し上げます。

まず、新庁舎についてでございますが、先月末で、本体工事が完了いたしました。

新市におけるシンボルとして、また防災の拠点として、最重要課題の一つでありました待望の新庁舎が完成しましたことは、誠にうれしい限りでございます。この完成までの間、議員や市民の皆様、関係機関のご協力のもとで、ほぼ計画どおりに工事が進みましたことを、心から感謝申し上げます。

今月末には、現庁舎にある文書や備品等の引越しを済ませ、来年1月4日の開庁日には、市民の皆様

を気持ちよくお迎えできるように、準備を進めております。

なお、来年1月10日、この日は、本市の新春の幕開け行事「ホーランエンヤ」が開催されます。また、「豊後高田市移住の日」でもありまして、定住促進住宅団地「夢まち犬田」第3工区の現地説明会と予約販売を開始しますとともに、「空き家見学プログラム」を実施いたします。

この記念すべき日に、新庁舎の完成記念式典を執り行いまして、新春の幕開けとともに、新たなスタートをきりたいと思っております。皆様と一緒に完成をお祝いしたいと思っておりますので、ご出席のほど、お願い申し上げます。

次に、地方創生の取り組みでございますが、10月30日に「人口ビジョン」及び「豊後高田市まち・ひと・しごと全力創生プラン」を策定いたしました。

このビジョンとプランは、人口減少や高齢化等の課題に対し、本市の将来を見据えたものであり、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアの各界代表者や、市民の皆様からのご意見をお伺いしながら、まとめたものでございます。この計画をもとに、各種事業に取り組んでまいりまして、都市からの人の流れを作り、地域の活性化を図ってまいります。

次に、名誉市民制度についてでございます。

名誉市民制度は、合併前の市・町で、それぞれ制度がございましたが、合併協議で調整できず、現在までに至っております。今回、新市10周年を機に、他市の名誉市民制度の状況や、旧市・町の選定要件を整合する中で、市民や本市出身者等で多大な功績を挙げ、郷土の発展に尽くされた方を「名誉市民」として、また、高額の寄附をいただいた方を「特別市民」として顕彰させていただき表彰制度を創設いたします。

議案書のとおり、本議会において、名誉市民条例の制定議案と、この条例による基準に沿いまして、旧市・町で名誉市民、名誉町民であった方の中から、4名の方を新市の名誉市民に選定する議案を提出させていただきます。

次に、新市10周年記念事業としまして、11月14日に開催いたしました「豊後高田のど自慢」でございますが、800人を超える観客の中で、予選を勝ち抜いた25組が、熱い声援を受けながら自慢の歌声を披露されました。

さらに、水前寺清子さん、錦野旦さん、大野タカ

シさんといった豪華ゲストの参加で、ステージと会場が一体となって大変盛り上がりまして、新市10周年記念にふさわしい取り組みになったと思っております。

次に、定住促進住宅団地「夢まち城台」の状況についてでございますが、販売済の55戸のうち、41戸が着工済みでありまして、既に27戸が完成しております。10月には、自治会も設立されまして、住民同士の交流も始まっております。

また、「夢まち犬田」第3工区15区画につきましても、来年1月10日「豊後高田市移住の日」から予約受付を開始いたします。

引き続き、積極的なPRにより、住宅団地への若者・子育て世代の定住促進とともに、できる限り市外からの転入者の獲得に努め、早期完売を目指してまいります。

次に、全国移住ナビ総務大臣賞の受賞についてでございます。

地方への移住促進を目的として総務省が開設しておりますウェブサイト「全国移住ナビ」に公開されております自治体のホームページとプロモーション動画の全国コンテストにおいて、本市はホームページ部門で全国第1位となり、総務大臣賞をいただきました。10月16日に、高市早苗総務大臣から、直接表彰状をいただいたところでございます。

このコンテストの審査は、本年7月から9月までの3カ月間のホームページのアクセス件数と内容をもとに行われまして、本市のホームページは、1,639自治体の中で最高のアクセス数であり、内容についても「移住をされた先輩の体験談や移住者が欲しい本市の施策や助成制度、空き家情報等が分かりやすく、移住支援サイトへの誘導がしっかりできている」と高い評価をいただきました。

また、プロモーション動画においても、全国2番目のアクセス件数となり、全国に向けて豊後高田市の魅力をしっかりと発信できたところでございます。

次に、本市が重点施策として進めております歩くことによる健康づくりについてでございますが、人口を維持し、増やしていくためには、出生を増やすとともに、健康寿命を延ばして、健康で楽しく長生きをしてもらわなければなりません。

このような理由から、本年は、10月の豊後高田市版チャレンジデーに加え、11月には「歩こう豊後高田NO.1大作戦、～50キロメートル制覇！歩いて貯める豊後高田健康スタンプラリー」も開催いたしまし

12月3日

て、これまで以上に、歩くことの習慣化を推進しております。

次に、地域住民による長崎鼻の取り組みにつきまして、10月28日、国際花と緑の博覧会記念協会や公益社団法人「日本の花の会」などが主催する、第25回「全国花のまちづくりコンクール」において、「花いっぱい運動推進グループ」と「NPO法人長崎鼻BKネット」が、最高賞の農林水産大臣賞を受賞しました。

両団体の長崎鼻での花による地域活性化への取り組みが高く評価され、全国1,904件の応募の中での快挙でございます。本年は、台風で、ヒマワリ120万本が倒れてしまい大変残念であっただけに、この受賞は、大変うれしく思っております。

これを、観光面でも大いに生かしていきたいと考えております。

特に、若者の誘客が最も見込まれる本市海岸部・恋叶ロードが1年を通して観光客を誘客できる場所となりますように、現在、粟嶋公園の整備に加え、真玉人道トンネル内の壁画、ショートムービーの制作、イメージソングの作成等、集中的に取り組んでいるところでございます。

次に、「三重の郷」の取り組みについてでございます。

10月3日、香々地三重地区の住民組織である「三重の郷」が設立されました。これは地域のにぎわいを取り戻し、助け合い、支え合いながら集落内の活動を行うことを目的として設立されたものでありまして、11月15日には、拠点の旧三重小学校で「グラウンドゴルフ大会」や「三重ふれあい食堂」等の地域交流イベントが開催され、大変好評であったとお聞きしております。

高齢化が進む中で、地域の皆さんが助け合って、自ら地域を盛り上げ、守っていこうという三重地区のような取り組みが、他の地域でも生まれてくることを期待しておりますし、市といたしましても、地方創生の取り組みとして強力に支援してまいり所存であります。

次に、認知症サポーター制度の取り組みについてでございますが、高齢化が進む中、平成37年には、日本では、65歳以上の5人に1人の方が認知症又はその予備群になるといわれております。

このようなことから、認知症を正しく理解し、地域で見守り支える認知症サポーターの取り組みが全国的な動きとなっております、本市におきましても、

10月に全ての職員が認知症サポーター養成講座を受講しまして、オレンジリングを着用し、認知症に対する理解と支援に取り組んでいるところでございます。

次に、マイナンバー制度の説明会についてでございます。

来年1月からのマイナンバー制度の運用開始が近づいてまいりましたが、本市でも、11月中旬から、通知カードの郵送が始まりまして、皆様のお手元にも届いていることと思っております。

このような中で、市民の皆様から、個人番号カードの申請手続きがわかりにくいといった問合せを数多くいただいておりますことを踏まえまして、11月30日の香々地地区を皮切りに、12月13日まで、小学校区単位で説明会を開催いたしまして、制度の周知を図っているところでございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について、その大要をご説明申し上げます。

第58号議案の平成27年度一般会計補正予算につきましては、1億4,352万5,000円の増額補正で、補正後の予算総額は170億263万1,000円となります。その財源につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、市債でございます。

補正予算の主な内容につきましては、まず総務費では、ふるさと納税による寄附金の申し込みが当初見込みを上回るため、地域振興基金積立金の増額や、返品に係る経費を増額しております。

民生費では、生活保護費において医療扶助が当初の見込みを上回るため増額をしております。衛生費では、インフルエンザワクチンの単価の上昇による自己負担額の増を避けるため、高齢者の負担分は据え置き、市の負担分を増額しております。

農林水産業費では、野菜の価格安定対策のために、昨年度取崩しを行った大分県野菜価格安定基金について、今年度において再び積立てを行うため、負担金を計上しております。

また、繁殖牛の増を図るため、雌牛の自家保留等に取り組む農家を支援する経費を計上しております。

土木費では、市道坂ノ上線道路改良工事について、工期の短縮を図るため、工事の一部を前倒しする予算の増額等をしております。教育費では、真玉中学校の屋内運動場のつり天井の撤去及び照明器具等の交換工事や、台風被害により破損した市民グラウンドの防球ネット等の修繕費用等を計上しております。なお、人事異動等に伴う各款の人件費の補正をして

おります。その他の歳出の概要につきましては、参考資料として、事業一覧表に記載のとおりであります。

次に、特別会計につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正であり、その財源は、一般会計繰入金でございます。

第59号議案の公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、197万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、8億5,475万7,000円、第60号議案の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、21万8,000円の増額で、補正後の予算総額は2億4,483万7,000円でございます。

次に、予算以外の議案についてでございますが、各議案の末尾に提案理由を付していますので、主なものについてご説明申し上げます。

第61号議案の過疎地域自立促進計画の変更につきましては、放課後児童クラブ施設整備事業を追加するため、本計画の一部を変更するものでございます。

第63号議案の名誉市民条例の制定につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、新市10周年を機に、名誉市民制度を創設するものでございます。これに関連しまして、第73号議案の名誉市民の選定につきましては、この条例第2条第1項の規定に基づき、一松定吉氏、酒井武雄氏、宮本宗十氏、堤隆一氏の4名を、名誉市民に選定することについて、議会の同意を求めるものでございます。

第64号議案の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきましては、いわゆるマイナンバー法に基づき、マイナンバーの独自利用を行う事務等必要な事項を定めるものでございます。

第65号議案の議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部改正、及び第66号議案の消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、主に被用者年金制度の一元化に伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

第68号議案の市税特別措置条例の一部改正につきましては、地域再生法の一部改正に伴い、本社機能の移転又は新增設を行う事業者に対する支援措置として、固定資産税の不均一課税を行うものでございます。

これに関連しまして、第72号議案の工場等立地促進条例の一部改正につきましては、この固定資産税

の不均一課税の適用を受ける設備を有する工場等を追加するものでございます。

以上で本定例会に提案いたしました議案について説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

あすから12月8日まで休会いたします。

次の本会議は、12月9日、午前10時に再開し、議案質疑を行います。

なお、議案質疑の通告は、あす正午までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 松 本 博 彰

豊後高田市議会議員 河 野 徳 久